平成２２年（フ）第１０４７号
大阪市北区同心２丁目２番５号
破産者　みずほコンサルタント株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５８号
大阪市中央区淡路町２丁目６番10号
破産者　ジロン株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４０５号
大阪市浪速区日本橋東１丁目７番３号
破産者　森村印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４２号
大阪府東大阪市西石切町７丁目６番13―818号
破産者　有限会社モリック
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７３号
大阪府東大阪市箕輪３丁目６番41号
破産者　ネオシンキング株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２４７号
大阪府東大阪市中小阪１丁目15番30号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市長田西６丁目３番31号
破産者　株式会社ファミリーコーポレィション
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２７５号
大阪府交野市星田８丁目30番12号
破産者　株式会社Ｕ－Ｅｎｇ（旧商号株式会社ユニヴァーサルエンジニアリング）
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５号
大阪府大阪狭山市山本中337番地
破産者　株式会社タツミ製作所
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５９号
兵庫県宝塚市福井町24番８号ますみ荘102号、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市上ヶ原六番町１番43―101号
破産者　青木　松裕
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７４号
兵庫県西宮市甲子園町３番20号２階
破産者　有限会社エムケイトレードインコーポレイテッド
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８９号
兵庫県西宮市鳴尾町４丁目４番５号
破産者　株式会社明治屋商店
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第９２号
青森県十和田市西十四番町28番26号
破産者　株式会社勝山建設
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第７８号
東京都町田市大蔵町1431番地３壱番館井之花201、破産手続き開始決定時の住所東京都町田市鶴川６丁目８番地８の103
破産者　菊池　千鶴（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５５７号
相模原市中央区東淵野辺２丁目９番45号
破産者　株式会社河本工業
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２１号
京都市中京区壬生辻町31番地１ライオンズマンション四条大宮ガーデンシティ902号
破産者　有限会社フーズプラニング
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
岡山県和気郡和気町佐伯430番地
破産者　森　　秀子（旧姓羽賀）
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９号
長崎県南島原市加津佐町乙294番地
破産者　株式会社ユアーズ
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２０年（フ）第２１号
長崎県南島原市口之津町丁5638番地１
破産者　株式会社スーパー松尾
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第９５１号
熊本市江津２丁目17番８号
破産者　熊本防災工業株式会社
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（フ）第３１０号
埼玉県久喜市吉羽４丁目９番地６　エトワール102
破産者　久保　知弘
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
埼玉県新座市栄４丁目２番24号　メゾンハルミ102号室
破産者　亀田　　明
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
埼玉県鴻巣市宮地４丁目４番３―101号　成家ハイツ
破産者　松本　厚子（旧姓川島）
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係